

成年後見制度についての基礎知識

成年後見制度の意義

成年後見制度とは、精神上的の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者について、その判断能力を補う制度である。

旧制度の問題点

成年後見制度導入以前の規定では、禁治産・準禁治産制度が規定されていた。しかし、旧制度には以下のような問題点が指摘されていた。

- ①旧制度の目的は本人の財産保全や経済取引の安全確保にあり、本人の自己決定権に対する尊重の理念が希薄であった。いわば、旧制度が適用された人々は、社会生活から除外される傾向にあった。
- ②旧制度の対象者は、本人の心神喪失等の態様により2累計に限定され、適用範囲が狭かった。
- ③戸籍に記載されるため、本人に対する身分的悪影響や、個人のプライバシーが著しく侵害されていた。
- ④判定までに時間と費用がかかりすぎ、利用程度は必要対象者数に比し極端に少なく、制度としての存在意義が問われていた。

法改正の必要性

このような旧制度の問題点のほかに、新制度を必要とする以下の要因があった。

- ①急速な高齢化による身上保護を必要とする人の増加。
- ②国の社会福祉政策が「措置」から「契約」へと転換したことにより、判断能力の不十分な者に対する保護の必要性が高まった一方、核家族化により家庭自体の介護力は低下したこと。
- ③国民の権利意識や人権感覚の高揚と成熟により、自分の生き方は出来る限り自分で決めたいという欲求が表出してきたこと。
- ④諸外国、特に欧米諸国において成年後見制度の改革が、わが国における改革に影響を与えたこと。

新制度の理念

民法改正に伴い、2000年4月に新成年後見制度がスタートした。

この法改正の目的は、本人の身上監護と財産管理の達成にある。

この基本理念は、本人の残存能力の活用による自己決定権の尊重、障害のある者も家族や地域で通常の生活を送ることが出来る社会を作るという理念(これを「ノーマライゼーション」という)と従来の本人の保護との調和である。

成年後見制度の概要

成年後見制度は、以下の3つの制度によって構成されている。

(1)「法定後見制度」

判断能力が不十分な者を旧来の禁治産・準禁治産宣告に相当する「後見」・「保佐」と、軽度の判断能力の低下が見られる者を対象とする「補助」による3つの類型によって、本人の援助を行う制度。

(2)「任意後見制度」

今回新設された制度である。

本人の判断能力が健常な段階で、あらかじめ契約によって判断能力低下の場合での貢献の範囲や後見人をさだめておくもの。

「法定後見制度」は、本人が既に判断能力を欠いている状況に応じて制度が適用されるのに対し、「任意後見制度」は事前的な措置を自らが定めることを目的とした新しい制度。

(3)「後見登記制度」

旧制度は戸籍に記載されたため、プライバシー侵害等様々な問題が生じていた。取引の安全性の確保のためには取引相手の法律行為能力の確認が求められるため、プライバシー保護の問題との調整のため作られた制度。

制度の利用に関する情報を「登記」することを義務付け、限定された者以外はその情報を入手不可能とした制度。

法定後見制度について

1・補助

(1)対象者

精神上的の障害により「事理を弁識する能力が不十分な人」

(2)申立権者

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人が家庭裁判所に申立てを行なう。身寄りのない者については市町村長が申立権者。

本人以外の申立には本人の同意が必要。

(3)補助の開始

1 同意権・取消権

家庭裁判所は本人の行為に対し、補助人に民法第12条の事項の中から、申立の範囲内で本人の状況に応じ、個別的に同意権を付与する。ただし、日常生活に関する行為は除かれる。

その特定の法律行為について、補助人の同意なしで行なわれた場合には、本人又は補助人はこれを取り消すことができる。

2 代理権

家庭裁判所は、補助人に本人が行なう特定の法律行為について代理権を与えることができる。ただし、本人の同意が必要。代理権の付与される法律行為は民法第12条の規定する事項の範囲内という制限はないが、一身専属的行為や遺言は除かれる。

(3)付与の追加

代理権又は同意権の追加又は範囲の拡張が必要となったときは、申立により付与の審判を求めることができる。

2・保佐

(1)対象者

精神上的の障害により「事理を弁識する能力が著しく不十分な人」

(2)申立権者

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又

は検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人が家庭裁判所に申立てを行なう。身寄りのない者については市町村長が申立権者。

本人以外の申立にも本人の同意は不要。

(3)保佐の開始

3 同意権・取消権

家庭裁判所は本人の行為に対し、保佐人に民法第12条の事項に関する同意権を付与する。ただし、日常生活に関する行為は除かれる。

その特定の法律行為について、保佐人の同意なしで行なわれた場合には、本人又は保佐人はこれを取り消すことができる。

4 代理権

家庭裁判所は、保佐人に本人が行なう特定の法律行為について代理権を与えることができる。ただし、本人の同意が必要。代理権の付与される法律行為は民法第12条の規定する事項の範囲内という制限はないが、一身専属的行為や遺言は除かれる。

(3)付与の追加

代理権又は同意権の追加又は範囲の拡張が必要となったときは、申立により付与の審判を求めることができる。

3・後見

(1)対象者

精神上的の障害により「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」

(2)申立権者

本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人が家庭裁判所に申立てを行なう。身寄りのない者については市町村長が申立権者。

本人以外の申立にも本人の同意は不要。

(3)後見の開始

1 代理権

本人の財産に関する法律行為について包括的な代理権は付与される。

②取消権

本人の行なった法律行為は取り消すことができる。